

特定行政庁向け

建築基準法の手続きに係るシステム共通化・ DX推進のための省令改正案に関する説明会

特定行政庁が令和10年度に向けて行う3つの対応

施行予定

令和10年4月1日



一般財団法人建築行政情報センター



結論 | 特定行政庁の電子化対応は3本だけ

1

建築主等からの
建築確認・検査申請
許可認定申請
定期報告 等に係る

電子申請受付

令和10年度を目途に対応
遅れる場合も、なるべく早期に
対応

2

指定確認検査機関からの
確認審査報告
中間完了検査引受通知
中間完了検査報告 等に係る

電子報告受付

令和10年度を目途に対応
遅れる場合も、なるべく早期に
対応

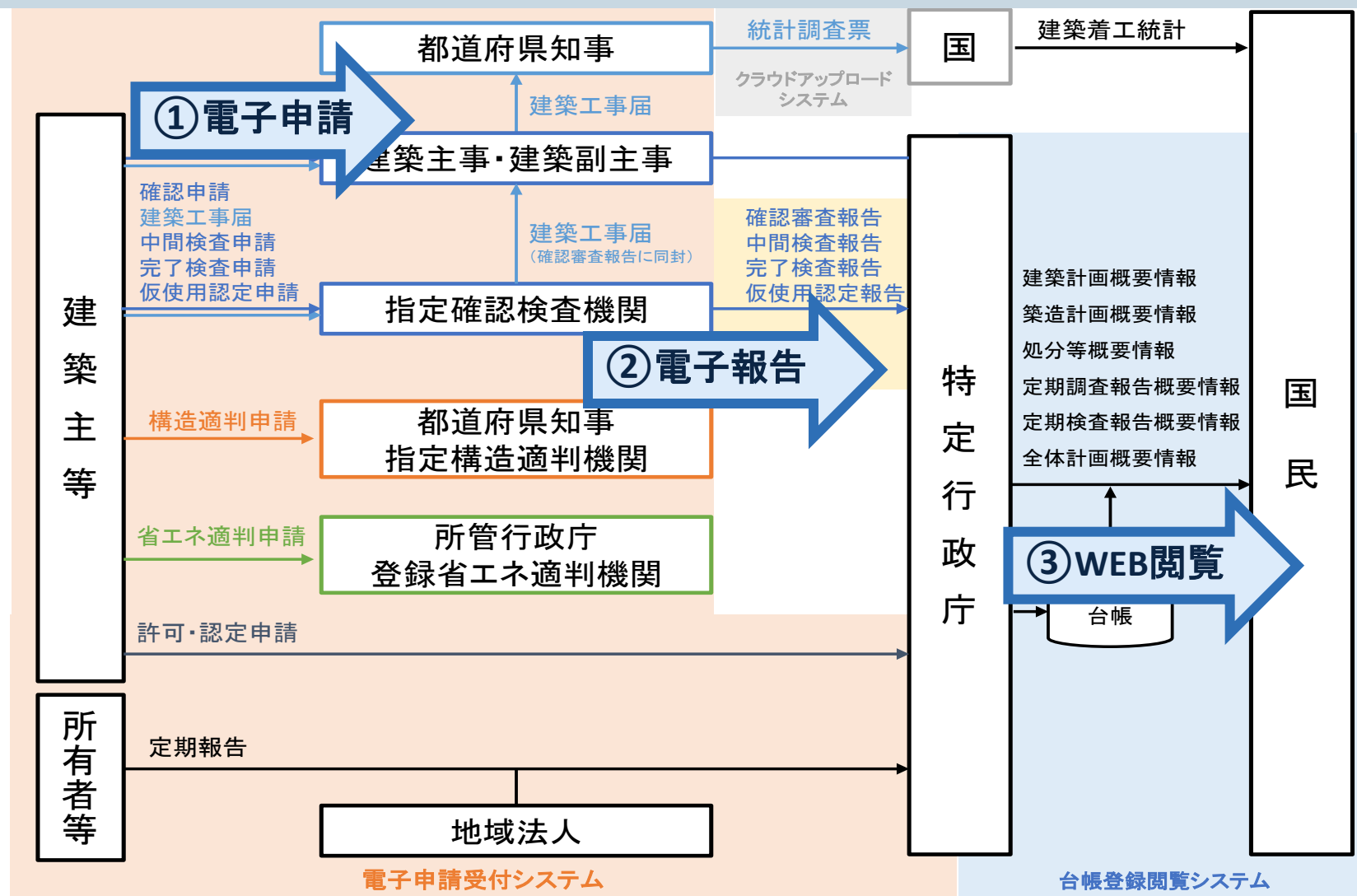
3

国民に対する
建築計画概要事項
処分概要事項
定期報告概要事項 等に係る

WEB閲覧

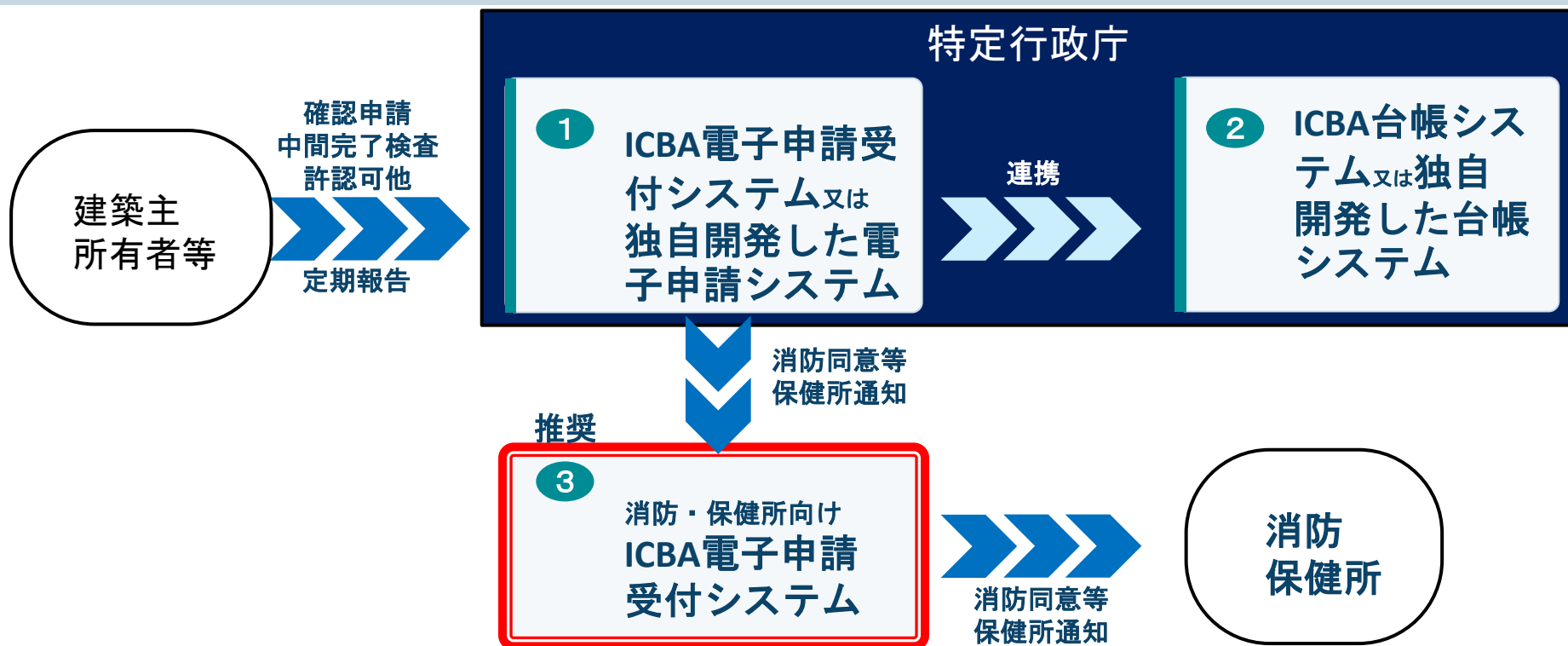
閲覧事項を網羅した台帳を整備
令和10年度以降の新規案件から
で可、過去の案件の台帳整備も
推奨

特定行政庁の電子化対応の3本



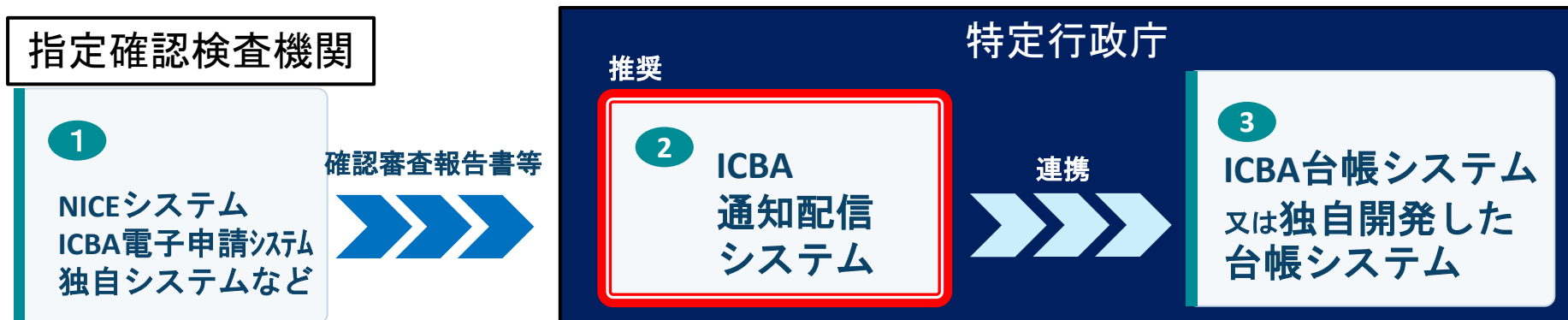
特定行政庁の対応 = ① 電子申請 ② 電子報告 ③ WEB閲覧

①電子申請



- ①ICBA電子申請受付システムの場合は、利用開始1ヶ月前までにICBAに利用申込。
独自開発システムや、自治体の汎用電子受付システムでもよい。ただし、閲覧対象項目（規則様式記載事項）はPDF等の添付ファイルではなく、テキストデータで受け付けするのが望ましい。
- ②ICBA台帳システムの場合、利用開始1年前を目途にICBAに利用申込。
独自システムの場合、①のICBA電子申請受付システムと連携することも可能。その場合の準備は概ね数か月から1年程度。
- ③消防同意等・保健所通知に係るシステムについては、消防と保健所の利便性確保と運用円滑化のため、ICBA電子申請受付システムの利用を推奨。ICBA電子申請受付システムの場合は、利用開始1ヶ月前までにICBAに利用申込。

②電子報告



- ①指定確認検査機関は、
NICEシステム導入機関（約70機関）
ICBA電子申請システム導入機関（数機関）
独自システムをICBA通知配信システムと接続した機関（数機関）
であれば、ICBA通知配信システムにより電子報告が可能。
- ②ICBA通知配信システムの利用は、利用開始1ヶ月前までにICBAに利用申込。
指定確認検査機関の利便性確保と運用円滑化のため、ICBA通知配信システムの利用を推奨。
- ③ICBA台帳システムの利用は、利用開始1年前を目途にICBAに利用申込。
独自の台帳システムを利用することも可能であるが、ICBA通知配信システムから配信されたデータの読み込み機能が必要。

③ Web閲覧



ICBA台帳システムの利用は、利用開始1年前を目途にICBAに利用申込。
令和10年4月にWEB閲覧機能を追加装備予定。

独自開発した台帳システムをご利用の場合、WEB閲覧機能を当該システムに追加装備する必要がある。
(ICBAのWEB閲覧機能を独自開発した台帳システムに接続することはできない)

いずれの場合も、WEB公開の対象は令和10年4月以降の新規案件のみとしてよい。

お問合せ
一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）
企画課・契約管理課
file-kikaku@icba.or.jp 03-5225-7706